

# 12月3日～9日は障害者週間

障害者週間は、障害のある方の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設定されました。

この機会に、障害福祉などについて一緒に考えてみませんか。  
☆詳しくは、障害福祉係へ。



## ヘルプカード、ヘルプマークを配布

### ◎ヘルプカードとは

障害のある方や難病患者の方などが身につけておくことで、災害時や緊急時、日常生活で困ったときに、周囲の方に支援や配慮などをお願いしやすくするためのカードです。



### ◎ヘルプマークとは

障害のある方や難病患者の方などで、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に支援などを必要としていることを知らせるために身につけるものです。



### ◎無料で配布しています

いずれも市役所障害福祉係、東部出張所(イーストテラス・サブスリー内)、あいぽっく、障害者相談支援センター(あいぽっく内)、虹のセンター25(中神町1176)、自立生活センター・昭島(朝日町3丁目)、障害者就労支援センター(松原町3丁目)で配布しています(障害者手帳を持っていない方も可)。

### ◎携帯した方に手助けを

ヘルプカード、ヘルプマークを提示された場合は、緊急時の連絡先や支援してほしいことなどが記載していますので、ご協力を願います。

また、これらを携帯した方が日常生活で困っているときには、「お手伝いできることはありますか」など

と、ゆっくり声をかけてください。災害時や緊急時には、安全を確保するために必要な手助けをしてください。

## 障害者差別解消法をご存じですか

障害者差別解消法では、障害のある方もない方も、互いに認め合い、共に生きる社会を目指しています。

これにより、行政機関や会社・店舗などに対して次のことが求められます。

### 【不当な差別的取り扱いの禁止】

正当な理由なく、障害があることを理由にアパートの賃貸契約を断ったり、店舗への入店を拒否したりすることなどは、不当な差別に当たります。

### 【合理的配慮の提供】

視覚障害のある方には書類の内容を読み上げたり、聴覚障害のある方には筆談を行ったりするなどの配慮が必要です。

### ◎差別に関する相談窓口

障害を理由とする差別でお困りの方は、市役所障害福祉係へご相談ください。

### ◎パンフレットを配布

この法律を多くの方に理解していただくため、市役所障害福祉係、イーストテラス・サブスリー、あいぽっくなどで、パンフレットを配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。



## 市民活動支援事業補助金 令和8年度補助対象事業を募集 ～市民団体が行う事業を応援します～

市民団体が保健・福祉・教育・環境などに関する公益的な事業を自主的に行う場合に、経費の一部を補助します。事前に相談のうえ、応募してください。

◇対象 次のすべてに該当する団体が行う事業

\*構成員が3人以上で、主な構成員が市内在住・在勤・在学である

\*主に市内で活動している

\*政治・宗教・営利活動を目的とせず、公益的なまちづくり活動を行っている

\*計画から実施まで責任を持って遂行できる

\*他の補助金などが交付されている事業を除きます。

◇補助額・審査 右の表のとおり

◇応募 応募用紙(市役所市民活動推進係にあり／市ホームページからダウンロードも可)と必要書類を1月16日(必着)までに〒196-8511 市役所市民活動推進係へ

☆詳しくは、市民活動推進係へ。

部 門	補 助 額	審 査
立ち上げ支援部門 ※設立3年以内の団体	原則、補助対象経費の9割 ※限度額5万円	書類審査
事業支援部門	原則、補助対象経費の9割 ※限度額20万円	*書類審査 *市役所市民ロビーでの展示 *公開プレゼンテーション